

令和2年第12回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年12月25日(金) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14名

1番 北濱 陽子	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
2番 池端 共栄	7番 石倉 稔	12番 安 津久人
3番 谷内 誠一	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
4番 奥堂 敏春	(欠席)	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	10番 森谷 正美	15番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

9番 山本 秀夫

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 輪島6番 東 一朗

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第39号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第41号 農用地利用集積計画について

7 報告事項

(1) 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第23号 農地法制限除外の届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 0 1

事務局長	本日は1名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、14名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号3番 谷内 誠一 委員及び議席番号4番 奥堂 敏春 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第39号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は2件です。 【議案第39号、1番、2番を議案書をもとに朗読】

	<p>合計 2 筆 5,678 m²で内訳は畑が 5,470 m²、畑が 208 m²です。本件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 5 番 山本 恒雄（やまもと つねお）委員よりご意見願います。</p>
山本委員	<p>先日現地確認を行いました。これまで耕作をしていた方が亡くなり、後を継いだ方が耕作できないので、場所がいいので買ってくれる方がいればどなたでも、という希望があり譲渡人が購入をする話になったとのこと。周辺には影響はないと考えられますのでよろしく願います。</p>
議 長	<p>次に、申請番号 2 番について地区担当委員 議席番号 6 番 坂下 正幸委員よりご意見願います。</p>
坂下委員	<p>先日現地確認を行いました。輪島門前線のバイパス沿いにある農地ですが、譲受人は地区の中で非常にまじめに農業経営をしている方であり、これを譲り受けても良くなるはなっても悪くなることはないと思われまますので、問題は無いと考えます。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>（意見・質疑なし）</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 39 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>（「異議なし」との声あり）</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 39 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に、市長より提出のあった【議案第 40 号】の農地法第 5 条の規定</p>

	<p>による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書 6 ページをご覧ください。議案第 40 号の農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は 2 件です。</p> <p>【議案第 40 号、1 番を議案書をもとに朗読】</p> <p>合計 2,349 m²で、内訳は田が 2,349 m²です。</p> <p>申請番号 1 番、2 番はいずれも用途区域 近隣商業地域内にある農地であり、第 3 種農地です。転用目的は 1 番が自己住宅建築、2 番が分譲住宅用地であり、原則通り許可相当と考えます。</p>
議長	<p>それでは申請番号 1 番及び 2 番について、地区担当推進委員 輪島 6 番 東 一朗委員よりご意見願います。</p>
東委員	<p>先日会長・農業委員・事務局とともに現地を確認して参りました。申請番号 1 番は個人住宅で 100 坪ほど、申請番号 2 番は住宅会社が分譲住宅用地として、転用申請したものであります。事務局説明のとおり第 3 種農地であり、周辺も宅地化されているところですので、問題はないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 40 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 40 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 41 号】の農業経営基盤強化促進</p>

法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明願います。

事務局 **【議案第40号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】**

計4筆 5,293 m²、内訳は畑が5,293 m²で、期間は10年以上で作物は野菜です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。

【議案第40号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって**【議案第40号】**は、原案どおり可決決定いたします。

次に**【報告第22号】**の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書12ページをお開きください。報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は4件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

合計114筆 30,451.22 m²です。内訳は田が21,745.22 m²、畑が8,706 m²です。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議 長	質疑がないようですので【報告第 22 号】を終わります。 次に【報告第 23 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明願います。
事 務 局	【議案第 23 号、1 番から 3 番を議案書をもとに説明】 以上、3 筆 6.75 m ² で内訳は田が 6.75 m ² です。それぞれ 2.25 m ² を携帯電話基地局として転用するものです。
議 長	それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 1 2 番 安津久人委員よりご意見願います。
安 委 員	申請地は市道の行き止まり位置しており、現在耕作はされておられません。携帯電話基地局を建てても周辺への影響は無いと考えます。以上です
議 長	次に、申請番号 2 番について地区担当推進委員 輪島 1 番 宇羅 恒一委員よりご意見願います。
宇羅委員	現状について確認いたしました。申請地は輪島一町野線から曾々木口の角の方を少し昇ったところにあります。周りに対しても特に影響は無いと考えますので、よろしく願いいたします。
議 長	次に、申請番号 3 番について地区担当委員 議席番号 1 5 番 山崎 覚治委員よりご意見願います。
山崎委員	18 日の午前、現地確認をしてきました。道下バイパスから警察署の方に入ったところの市道沿いにあります。所有者にも確認しましたが、周辺への影響も含め特に問題はないと考えます。
議 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(意見、質問なし)

議 長

それでは、【報告第 23 号】を終わります。

以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。

これにて、第 12 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。